

この保険のご検討にあたって特にご注意いただきたい事項

お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。

●保険契約関係費

- a 保険料払込期間中にかかる費用** ^(※1) ・死亡保障や契約の締結・維持に必要な費用を保険料や保険料積立金から毎月差し引きます。
(別途お払い込みいただくものではありません。)
- b 据置期間中にかかる費用** ^(※1) ・死亡保障や契約の維持に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引きます。
(別途お払い込みいただくものではありません。)
- (※1) これらの費用は、被保険者の年齢、性別、払込期間、経過期間によって異なりますので表示しておりません。また、**円貨払込額が住友生命所定の金額を上回る場合、保険料割引制度が適用され、ご負担いただく費用が割引されます。**

c 解約時や減額時にかかる費用(解約控除)

・解約返戻金を計算する際は、保険料積立金相当額に一定割合(契約日からの経過年数^(※2)に応じた所定の控除率)を乗じた金額を差し引きます^(※3)。

そのため、解約返戻金は既払込保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

[所定の控除率]

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満
控除率	31.0%	13.0%	7.6%	4.8%	3.2%	2.1%
契約日からの経過年数	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上	
控除率	1.4%	0.83%	0.38%	0.03%	0%	

(※2) 実際に保険料(円貨払込額)が払い込まれている期月までの期間で判定します。

(※3) 保険料払込期間中、計算された金額が既払込保険料相当額を上回る場合、既払込保険料相当額を解約返戻金としてお支払いします。

d 年金支払期間中にかかる費用

・年金を管理するための費用であり、年金額に対し年金支払開始日における住友生命の定める率を乗じた金額を、毎年、年金支払開始日の応当日に差し引きます。(2022年4月時点の年率は1.0%です。今後変更することがあります。)

●通貨を換算する場合にかかる費用

以下の取扱いにおいて適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料(下表のTTMとの差額)が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

取扱い	住友生命所定の為替レート ^(※4)
年金・死亡給付金・解約返戻金等を円貨で受け取る場合	TTM ^(※5) - 50銭
円貨払込額を指定通貨(保険料)に換算する場合	TTM ^(※5) + 50銭
配当金、未経過期間に対応する円貨払込額、全期前納された定期一括払円貨払込額の残額等を指定通貨で受け取る場合	

(※4) 住友生命所定の為替レートは2022年4月現在のものです。今後変更することがあります。

(※5) TTM(対顧客電信売相場)とは、TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の仲値です。本商品で使用するTTMは、住友生命が指標として指定する金融機関が公示するTTSとTTBの仲値になります。

・TTS(対顧客電信売相場): お客さまが円貨を外貨に交換(外貨を購入)するときに適用される一般的な為替レート
・TTB(対顧客電信買相場): お客さまが外貨を円貨に交換(外貨を売却)するときに適用される一般的な為替レート
なお、住友生命が指標として指定する金融機関がその営業日においてTTS・TTBを公示しない場合は、住友生命所定の為替レートを変更することがあります。また、この場合、新規契約の取扱いができないことがあります。

●外貨のお取扱いにかかる費用

年金・死亡給付金・解約返戻金等を指定通貨で受け取る際には、送金手数料・引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

為替レートの変動により損失が発生するおそれがあります。

為替レートの変動により、「死亡給付金・解約返戻金等を請求時の為替レートで円換算した金額」や「年金原資を年金支払開始日の為替レートで円換算した金額」が、実際にお払い込みいただいた円貨払込額の合計額を下回り損失が生じるおそれがあります。

年金額は契約時には定まっていません。

実際の年金額は年金支払開始日の前日における保険料積立金額を年金原資として、年金支払開始日の計算基礎率により計算されます。また、保険料積立金額は、年金支払開始日前まで毎月見直す予定利率や、円貨払込額を住友生命所定の為替レートで指定通貨に換算した保険料に基づいて計算されますので、ご契約時点では将来の保険料積立金額は定まっていません。そのため、年金額はご契約時には定まっていません。

その他ご留意いただきたい事項

- この保険はクーリング・オフ制度(お申込みの撤回および契約の解除)の対象です。
- 生命保険募集人は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して住友生命が承諾したときに成立します。
- 住友生命が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額等が削減されることがあり、その結果、死亡給付金額等が払込保険料を下回ることがあります。

[募集代理店]

ほけん百花

いずみライフデザイナーズ株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂3-3-5 住友生命山王ビル9F

Tel. 0120-880-167 (03-5549-6191) Fax. 03-5549-6195

[引受保険会社]

 **住友生命保険相互会社**

本 社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35
電話 (06)6937-1435 (大代表)

<ホームページ> <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索 